

## アット・ニフティカードセゾン特約

### 第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社ニフティ(以下「ニフティ」という)と提携して発行するクレジットカードをアット・ニフティカードセゾン(以下「本カード」という)と称します。

### 第2条(カードの発行)

(1)ニフティの提供する@nifty(以下「@nifty」という)の会員又はニフティに@niftyの利用申込をしたお客様が、本特約とセゾンカード規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「本会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

(2)本会員がご利用代金などの当社に対する一切の債務を引き受けることを承認されたご家族で、当社に入会のお申込みをされ、当社がご利用を承諾した方(以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という)に家族カードを発行いたします。本会員は、家族会員に本特約とセゾンカード規約を遵守させる義務を負うものとします。

### 第3条(@niftyへの入会承認)

(1)本カードの発行は@niftyへの入会承認とはなりません。@niftyへの入会は前条(1)により新たに本会員になられた方に、ニフティの@nifty会員規則に則った独自の入会承認手続を行っていただきます。

(2)本会員が@niftyの入会を承認されなかった場合でも、本会員の資格に影響を及ぼすものではありません。但し、入会を承認されなかった本会員には、@niftyへの入会を前提としたサービス等の提供はありません。

### 第4条(キャッシングサービス)

セゾンカード規約第3章のキャッシングサービスは、本会員のみ利用できるものといたします。

### 第5条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

### 第6条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。